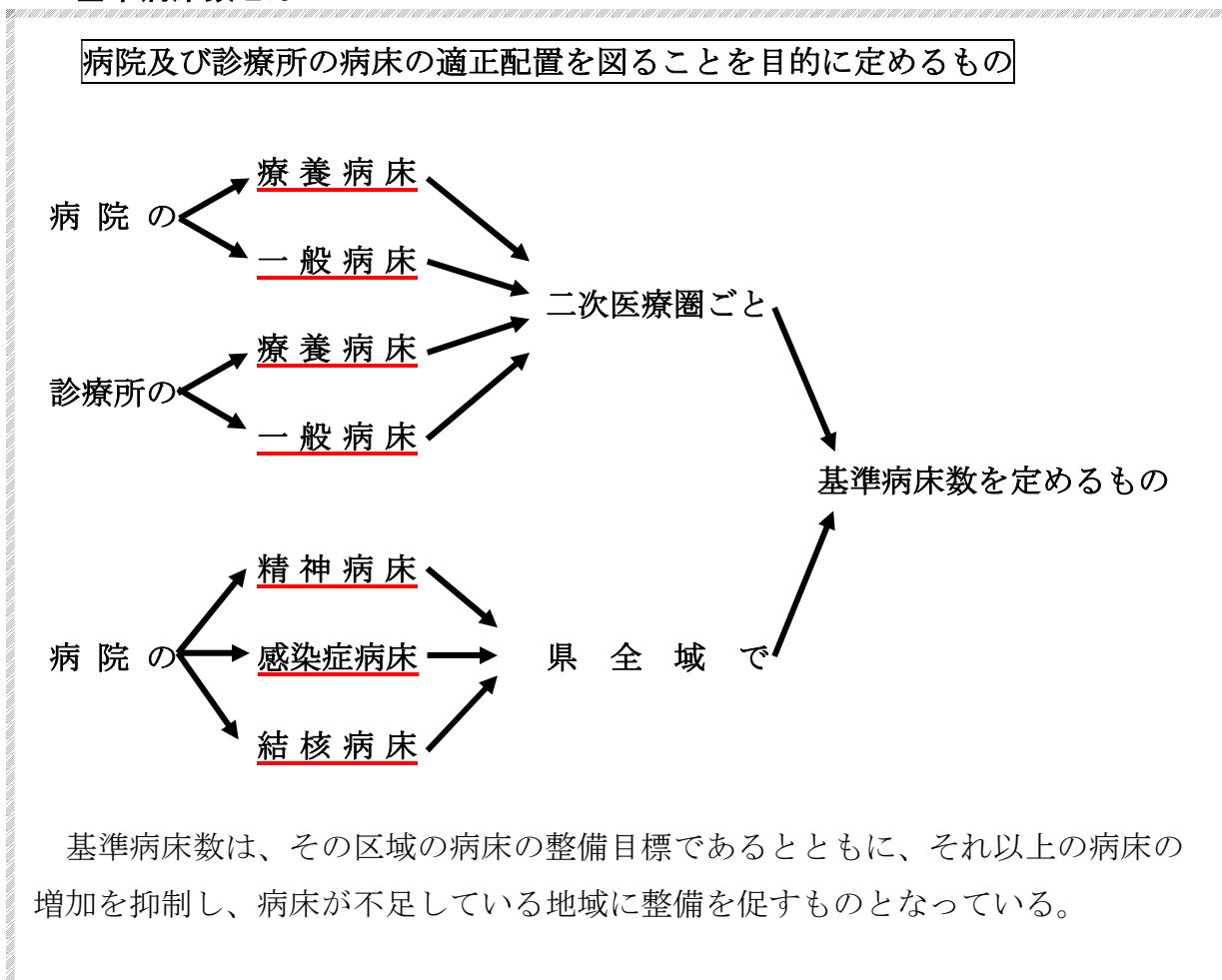


基準病床数の算定について

令和5年10月31日（火）

基準病床数の算定について

1 基準病床数とは



2 基準病床数の現状

区分	医療圏域	基準病床数	既存病床数	過剰・非過剰
療養病床 及び 一般病床	県南東部	9, 635	10, 012	377
	県南西部	7, 311	8, 175	864
	高梁・新見	447	700	253
	真庭	434	566	132
	津山・英田	1, 609	1, 918	309
	県計	19, 436	21, 371	1, 935
精神病床	県全域	3, 931	5, 239	1, 308
感染症病床	県全域	26	26	0
結核病床	県全域	37	115	78

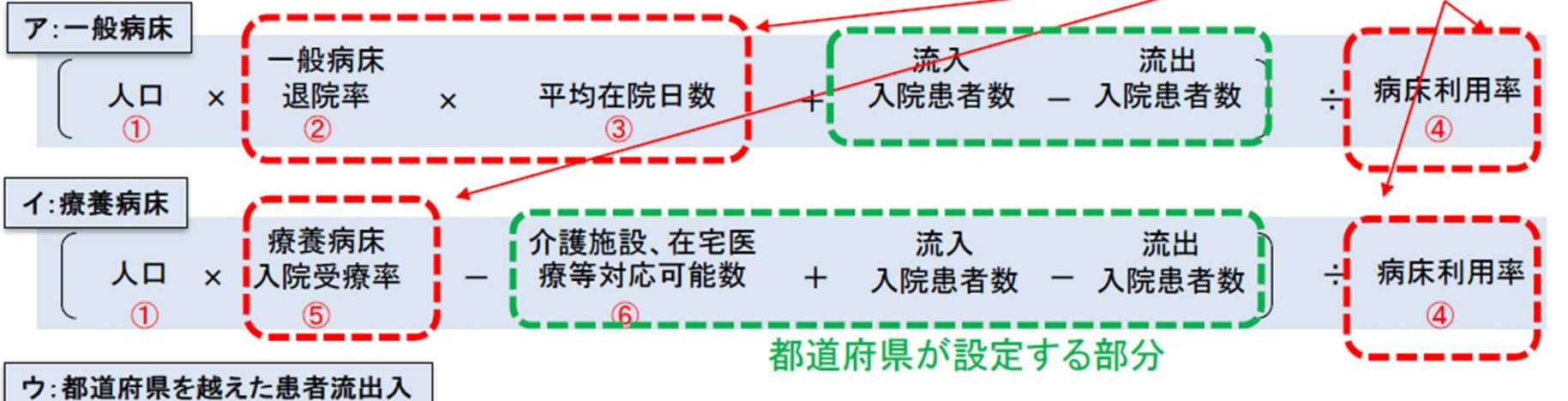
※既存病床数は、令和5年1月現在

基準病床数の算定式

厚生労働省資料（令和5年度第1回医療政策研修会）より抜粋

○ 各都道府県において、一般病床・療養病床は二次医療圏ごとに、以下の算定式に基づき算出。

一般病床及び療養病床の基準病床数 = ア + イ ± ウ



告示で定める部分

都道府県が設定する部分

都道府県外への流出入を見込む場合、それぞれの都道府県間で調整協議を行い、合意を得た数を加減。

項目	都道府県知事が算定に用いる値
①人口	性・年齢階級別（医療計画作成時の夜間人口であって、最近のもの）を活用。
②一般病床退院率	国が設定した、性・年齢階級別かつ地方ブロック別の値を活用。【平成29年患者調査】
③平均在院日数	国が設定した、地方ブロック別の値を上限として、都道府県知事が設定した値を活用。【平成27年・令和元年病院報告】（参考：第7次の設定 13.4～16.3日）
④病床利用率	国が設定した値を下限として、都道府県知事が設定した値を活用 【平成28～令和元年病院報告の平均】（参考：第7次の設定 一般76%、療養90%）
⑤療養病床入院受療率	国が設定した、性・年齢階級別の値を上限として、都道府県知事が設定した値を活用。【平成29年患者調査】
⑥介護施設及び在宅医療等対応可能数	都道府県が、地域医療構想における推計と総合的に設定した値を活用。 ※地域医療構想では、令和7年に向けて、現在の療養病床以外で対応可能な患者は介護施設・在宅医療等で対応する前提を置き、病床数の必要量を推計。医療計画の基準病床も、これに相当する需要（対応可能数）を除外して計算。